

# 高校日本史における「竹島問題」の取り扱いについて

佐々木 茂  
宇佐美 朝士

## 教材化にあたって

### ①平成21年度版学習指導要領との関連性

領土問題に関する日本史での取り扱い<sup>(1)</sup>については、平成21(2009)年12月に公表された『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』(以下、『解説』と省略する)に「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である」と示された。このことについて、文部科学省は「高等学校においても中学校と同様、竹島を指導するという趣旨である」と説明した。

さらに、平成26年1月に、高等学校では地理歴史科日本史A・B及び地理A・Bの4科目と公民科の現代社会及び政治・経済の2科目について、『解説』の一部を改訂する「領土に関する教育の充実について」等を示した<sup>(2)</sup>。具体的には、日本史A及び日本史Bについては、それぞれに「…我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。」という表現が新たに示される形で改訂された。

### ②教材観・指導観

本指導案に基づく日本史の授業は、例えば日本史Bの場合、「第9章 近代国家の成立」の「2 明治維新と富国強兵」における「明治初期の対外問題」、あるいは同じ第9章の「4 日露戦争と国際関係」における「日露戦後の国際関係」で取り上げることができる。本時までの学習内容を踏まえると、後者がより妥当であると考えられる。

本時の「竹島の領土編入に関する学習」(以後、便宜的に「竹島編入学習」と略称する)は、二つのいずれの単元で取り上げる場合でも、中学校社会科の歴史的分野等での学習を踏まえ、「国際法上の正当な根拠」に基づき、日本の「領土に編入した経緯」を、身近な地域である島根県の「竹島」を取り上げて学習するもので、あくまでも日本史の年間指導計画の一環として扱ったものである。

この「竹島編入学習」についても、他の単元の日本史学習と同じく、資料(史料)を読み解きながら“5W1H1R”について考察し、歴史的なものの見方や考え方を高校生として育成していくことを学習のねらいとしている。その際、現在公開されている資料(史料)の中からより客観性の高いものを教材として取り上げて生徒に提示し、史実から歴史的に捉えさせることが肝要であると考えられる。

---

(1) 平成21年3月告示の「高等学校学習指導要領」については、日本史Aでは「2 内容 (2)近代の日本と世界 ア 近代国家の形成と国際関係の推移 (ア)」が、日本史Bでは「2 内容 (4)近代日本の形成と世界 ア 明治維新と立憲体制の成立」が、該当部分として示されている。

(2) 文部科学省は、平成26年1月に、「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」を公表し、「領土教育」等の充実に関して改訂を行った。また、平成25年12月には「学校における海洋に関する教育について」を示し、小学校社会科、中学校社会科及び理科、高等学校地理歴史科、公民科及び理科の教科書には、「国土の東西南北の端、日本の領土問題、領海や排他的経済水域、漁業資源、海水の動きが気象に及ぼす影響等」について記述されている。

また、韓国側が主張する「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という、竹島の領土編入を、1910(明治43)年の日本による韓国併合にいたる朝鮮半島侵略の一環として理解する歴史認識をどのように捉えるかについて、領土編入の根拠やその経緯を考察することから考えさせたい。

竹島の領土編入にいたる事情については、奥原碧雲(奥原福市)『竹島及鬱陵島』(1907(明治40)年刊行)と中井養三郎自身が執筆した「履歴書」「事業経営概要」(1910年)の二つの史料が知られていたが、中井養三郎本人から直接に聞き書きした「竹島経営者 中井養三郎氏立志傳」(1906年原稿(未刊行)、奥原秀夫所蔵)が奥原碧雲によって書き残されていることが近年新たに確認されている<sup>(3)</sup>。

これにより、1904年の中井養三郎の「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」提出から1905(明治38)年の明治政府による竹島の領土編入にいたる経緯がより明確になっている。今回の「竹島編入学習」の学習指導案では、これら複数の史料を活用することで、竹島の領土編入の経緯について、生徒がより客観的に理解できるように配慮している。

なお、「竹島の領土権問題」については、近・現代史においては、「1905年の領土編入措置」とともに、「サンフランシスコ平和条約の締結と発効」による独立の回復で主権を取り戻し、「第二次世界大戦後の日本の領土が確定された」ことが重要である。

島根県では、すべての小・中・高等学校・特別支援学校で「竹島に関する学習」が実施されている。このことを踏まえ、高校生に「竹島問題」の何をどのように学ばせるかについて、ホームルーム活動の時間や教科・科目での学習それぞれのもつ特性を勘案しながら取り組んでいく必要があり、内容的に配慮すべき点もある。

この点について、島根県竹島問題研究会(第2期)のプロジェクトチーム「竹島に関する学習」のあり方検討会がまとめた学習指導案では、サンフランシスコ平和条約をめぐる交渉中における竹島の領土権に関する議論については、ホームルーム活動の指導案で触れられている。したがって、このホームルーム活動を通じて既習事項の実施状況を確認した上で、「竹島編入学習」の中で、指導案の「学習展開」の終わりのところで復習的に概略を取り扱うことも可能であろう。

また、日本史Bの場合は、「第11章 占領下の日本」の「2 冷戦の開始と講和」における「講和と安保条約」の項で、改めて「第二次世界大戦後の日本の領土の確定」に関して「竹島問題」を学習することになる。それによって、サンフランシスコ平和条約発効の直前に韓国の李承晩大統領が一方的に「海洋主権宣言」を発し、竹島を「李承晩ライン」内に取り込んだことで、現在につながる「竹島問題」が生じたことを確認したい。

普通高校の生徒の場合、特にその多くが進学志望者であり、実施時期など進学指導との関係も考慮すると、「竹島問題」に多くの時間を割けない現実に配慮することもまた必要となろう。[附記]今期の竹島問題研究会の会合等で議論された「サンフランシスコ平和条約調印の前後」に関する指導案については、今回の最終報告書ではなく、別な機会に提案するものとする。

---

(3) 確認されたこの原史料については、島根県竹島問題研究会(第1期)『竹島問題に関する調査研究最終報告書』(平成19年3月刊)の「(2)明治期における竹島問題」に、「[資料]『竹島経営者中井養三郎氏立志伝』明治39(1906)年(奥原碧雲)」として収録されている。なお、同報告書「(2)明治期における竹島問題」では、塚本 孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」で史料紹介されており、また、佐々木 茂「領土編入に関わる諸問題と資・史料」でも取り上げられている。

高等学校 地理歴史科 日本史A・日本史B 学習指導案

1. 目標

- ①資料(史料)から、竹島の領土編入措置が国際法に則って行われたものであったかどうかについて考察するとともに、当時の韓国の対処などについて情報を正確に読み取る。【技能】  
 ②「竹島」の領土編入に関して、資料(史料)の確認を基に、その目的や経過等について理解する。【知識・理解】

2. 展開 ( ●は確認すべき事項 )

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導入 5分	<p style="text-align: center;"><b>日本をめぐる「領土問題」として、どのようなものがあるだろうか</b></p> <p>Q 現在、日本との間で領土をめぐる問題が生じているのはどこで、相手の国はどこか                  ○既習の知識から発言する                  ●北方領土で、相手国はロシア                  竹島で、相手国は韓国</p> <p>○プリントで配布された資料①で確認する</p>	<p>○既習の認知度を確認する                  ○尖閣諸島で、相手国は中国という発言については、日本政府の見解を確認させる                  ○基本用語を簡単に確認する</p>	資料①
展開 (1) 20分	<p style="text-align: center;"><b>身近な領土問題である「竹島の領土編入」はどのように行われたのかを知ろう</b></p> <p>Q 「近代」以前の「竹島」は、どのような状況だったか                  ○リーフレット等から確認する                  ●日本：地図や文献から、古くから「竹島」の存在を認識しており、遅くとも17世紀半ばには領有権を確立していたと考えられる                  ●韓国：独島は15世紀以降に成立した文献等にある「于山島」であり、6世紀から韓国(当時の新羅)の領土であった</p> <p>Q 1905(明治38)年1月の領土編入措置は、だれが、何のために、進めることになったのか                  ○プリントで配付された資料②を読み、答える                  ●隠岐・西郷の中井養三郎が竹島の所属を明確にした上で、アシカ猟の独占権を確保して事業を立ち上げたいと考えていた                  ●中井が「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」の提出にいたる際に、農商務・内務・外務3省の高官から助言を受けた                  ●1905年1月の閣議決定を受けて、2月22日の島根県告示第四十号によって竹島は島根県に編入され、島根県隠岐島司の所管となった</p> <p>○「竹島」は、近代の国際法上の領土取得に関する要件を満たして、「領土編入措置」が行われたことを確認する                  ●1905年の「竹島の領土編入措置」は、秘密裡に行われていない                  ●「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という韓国側の歴史認識は確認できない</p>	<p>○日本と韓国それぞれの主張について確認させる                  ○この点には深入りしない</p> <p>○原史料から確認させる                  ○史料は、基本的には生徒に音読させる</p> <p>○竹島の領有権に関して、日韓両国の主張が異なる重要な論点であることを確認させ、その根拠についての認識を深めさせる</p> <p>○資・史料から確認できないことを確認させる</p>	<p>・竹島学習リーフレット                  ・「竹島 竹島問題10のポイント」の抜粋プリント</p> <p>・「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」、「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」から作成した資料②</p> <p>・『竹島問題100問100答』P88・89・『竹島問題100問100答』P86・87</p>

展 開  (2)	<b>領土編入後の「竹島」の状況や、韓国政府の反応等はどうのものだったか</b>		・『竹島問題100問100答』P52～55, 92～94から作成した資料③、資料④
	<p><b>Q</b> 「領土編入」後、島根県の行政措置や隠岐の人々はどう関わったか</p> <p>○プリントで配付された資料③を読む</p> <p>●島根県による種々の行政措置が行われ、竹島に対する実効支配が続いた。また、隠岐島民らによる漁猟等も行われた</p>	<p>○竹島が「実効支配」されていた実態を確認させる</p>	
15分	<b>第二次世界大戦後の日本の国境確定で、竹島の扱いはどのようになったか</b>		・竹島学習リーフレット ・「竹島 竹島問題10のポイント」
	<p><b>Q</b> サンフランシスコ平和条約で竹島はどのように取り扱われたか</p> <p>○竹島学習リーフレット、「竹島 竹島問題10のポイント」等で確認する(授業担当者による口頭での説明程度)</p> <p>●韓国の要求に対し、アメリカは、いわゆる「ラスク書簡」で「竹島は朝鮮に含まれない」旨を回答し、サンフランシスコ平和条約で竹島の日本の領土としての地位に変更はなかった</p>	<p>○日本が独立を回復したサンフランシスコ平和条約の締結によって戦後の領域の確定がなされたことについて、確認する程度に極力とどめる</p> <p>○この学習については、別途、戦後史の「講和と安保」の項で扱うことを伝える</p>	
まとめ 5分	<p>○明治政府による「1905年の竹島の領土編入措置」が国際法に基づいて行われたもので、韓国側が主張するように「日本の侵略の最初の犠牲の地」という歴史認識(歴史問題)には当たらないことを確認する</p>	<p>○「1905年の竹島の領土編入」について、「歴史的、国際法的」に検証することの大切さと、資料(史料)等に基づいて考察することで実証できることを確認させる</p>	

### 3. 評価

本時の評価の観点	十分満足できると判断される生徒の具体例	おおむね満足できると判断される生徒の具体例	支援を必要とする生徒への指導の手立て
技能	配付した資・史料から竹島の領土編入についての情報だけでなく、韓国の主張の矛盾点についても正確に読み取っている。	配付した資・史料から竹島の領土編入についての情報を正確に読み取っている。	配付した資・史料を読むように促す。
知識・理解	竹島の領土編入が国際法に則ったものであったことと歴史認識と切り離して考えなければならない問題であることを理解し、正確に知識を身に付けていることに加え、韓国の主張の矛盾点についても理解している。	竹島の領土編入が国際法に則ったものであったことと歴史認識と切り離して考えなければならない問題であることを理解し、正確に知識を身に付けている。	配付した資・史料を読み、それを正しく理解できるように促す。

**資料** ( 教師用 )

1) 資料①

(1) 日本の国境

- ◎最東端：東京都 **南鳥島** (北緯24度16分59秒・東経153度59分11秒)
  - ◎最西端：沖縄県 **与那国島** 西崎(いりざき) (北緯24度26分58秒・東経122度56分01秒)  
◇「日本の最端」のなかで唯一、公共交通機関で訪れることができる場所である。
  - ◎最南端：東京都 **沖ノ鳥島** (北緯20度25分31秒・東経136度04分11秒)
  - ◎最北端：北海道 **択捉島** カモイワッカ岬 (北緯45度33分28秒・東経148度45分14秒)  
◇日本政府が領有権を主張する領域の最北端
- ※日本政府の実効支配下にある領域の最北端：  
北海道 **弁天島** (北緯45度31分35秒、東経141度55分09秒)

(2) 日本の領海等概念図 (「海上保安庁 海洋情報部」HP (2014. 10. 26現在) より)



なお、本概念図は、外国との境界が未画定の海域における地理的中間線を含め便宜上図示したものである。

国土面積	約 3 8 万 km <sup>2</sup>
領海 (含：内水)	約 4 3 万 km <sup>2</sup>
接続水域	約 3 2 万 km <sup>2</sup>
排他的経済水域 (含：接続水域)	約 4 0 5 万 km <sup>2</sup>
延長大陸棚※	約 1 8 万 km <sup>2</sup>
領海 (含：内水) + 排他的経済水域 (含：接続水域)	約 4 4 7 万 km <sup>2</sup>
領海 (含：内水) + 排他的経済水域 (含：接続水域) + 延長大陸棚※	約 4 6 5 万 km <sup>2</sup>

※「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第 2 条第 2 号が規定する海域

## 2) 島根県／島根県教育委員会／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

### 「竹島 ～日本の領土であることを学ぶ～」(竹島学習リーフレット)

- ① 「〔竹島関連年表〕」
- ② 「昔の竹島と日本との関わり」

### 外務省「竹島 竹島問題10のポイント」

- ①P5 「ポイント1 日本は古くから竹島の存在を認識していました」  
P8 「ポイント3 日本は17世紀半ばには竹島の領有権を確立しました」
- ②P7 「ポイント2 韓国が古くから竹島を認識していたという主張には根拠はありません」

## 3) 資料②

### (1) 「領土編入并ニ貸下願」提出の理由について

※以下、「竹島経営者中井養三郎立志傳」を「立志傳」と省略する

…全業の有望なるを採知するや、石橋松太郎、井口龍太、加藤重蔵諸氏の有力なる競争者あらはれ、競争捕獲の弊を生じ、海驢漁業は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ、猟区貸下、制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、全島は朝鮮の版図に属するを以て、一旦外人の来襲に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て、かかる事業に向つて資本を投ずるの頗る危険なるを察し、同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁獵権を占有せんと決心し… (「立志傳」)

※註 全…「同」の古字 頗る…とても 非常に

※史料中の「海図によれば」について、この海図は「朝鮮全岸」と考えられており、水路誌や海図の作成目的は「朝鮮領の範囲を示すのではなく、航行の安全確保」のためとされている。したがって、中井養三郎は「朝鮮全岸」を見て誤解したものと推測される。また、当時の海軍水路部や日本政府も竹島を朝鮮領と認識していなかったことを意味していると考えられる。

(佐々木 茂「領土編入に関わる諸問題と資・史料」)

### (2) 農商務・内務・外務3省等の高官等の助言などについて

- ①農商務省水産局長 牧 朴真 (まき なおまさ)  
…牧水産局長に面会して陳述する処ありき、全氏もこの挙を賛成し、先づ海軍水路部につきて、リャンコ島の所属を確かめしむ…
- ②海軍水路部長 肝付兼行 (きもつき かねゆき)  
…同島の所属は確乎たる徴證なく、(中略)加ふるに朝鮮人にして従来同島経営に関する形迹なきに反し、本邦人にして既に同島経営に従事せるものあるが上は、当然日本領に編入すべきものなり…
- ③内務省地方局  
…目下日露両国開戦中なれば、外交上領土編入はその時期にあらず、願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらる…
- ④外務省政務局長 山座円次郎 (やまざ えんじろう)  
…外交上のことは他省の関知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる…

(「立志傳」)

※註 徴證…あかし 証拠 眇たる…小さな 細かな  
些々たる…少ないさま 少しばかりの

## (参考)

- ①『竹島問題100問100答』P88～P89
- ②『竹島問題100問100答』P86～P87



# 日韓両国の竹島領有権主張の根拠

## 《日本側主張》

権原	年代	日本側主張	韓国側の反論
歴史的権原	17519世紀	<p>(1) 17世紀に米子の町人が幕府公認の下で竹島を魚採地として利用していた。遅くとも17世紀半ばには領有権を確立した。鎖国令との関係からも外国領と認識されていなかったことがわかる。</p> <p>(2) 17世紀末に鬱陵島で日朝両国民の漁業問題が発生した(元禄竹島一件)後、幕府は鬱陵島への渡航を禁止した。しかし、竹島への渡航は禁じなかったことから日本が竹島を自国領と考えていたことが明らかである。</p>	<p>渡海免許はむしろ日本領土として認識していなかったことを裏付ける。 鳥取藩は幕府の質問に鬱陵島と独島が自藩所属でないと回答した。 独島は鬱陵島の付属の島嶼なので鬱陵島渡海禁止には独島も含まれていた。</p>
国際法上の権原	1905年以降	<p>(3) 竹島であしか猟を営む中井養三郎氏が提出した領土編入・貸下願を契機として、政府は1905年1月の閣議決定をもって竹島を日本に編入し、領有意思を再確認した。名称、所管は同年2月22日島根県知事により告示された。</p> <p>(4) 所管が定まったことを受け、島根県知事は、竹島を官有地台帳に登録するとともに、あしか猟業を許可制にした。あしか猟業は1941年まで続いており、継続的に支配権を行使していた。</p>	<p>日本は帝国主義的侵略の過程で発生した日露戦争中に、無主地先占の法理に基づいて独島を侵奪した。 これは確立していた独島に対する韓国の領有権への侵害に当たり、不法かつ国際法的にも効力のない行為である。</p>
第二次大戦後の処理	戦後	<p>(5) 1952年4月発効のサンフランシスコ平和条約で日本は「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を放棄した。 条約成立過程で韓国は同条項の規定に「独島」を加えることを起草者である米国に要請したが、米国は、「竹島は朝鮮の領土として扱われたことがなく、1905年から隠岐支庁の管轄にある」として拒否した(いわゆるラスク書簡)。このことから、竹島が平和条約で日本の領土とされたことは明らかである。</p> <p>(6) 1952年1月韓国が「李承晩ライン」を設定し、竹島をその中に取り込んだ。日本は同年2月韓国の領有主張を認めないと抗議した。 日本は1954年、1962年、2012年に紛争の国際司法裁判所付託を提案したが韓国は応じていない。日本は韓国の不法占拠、各種措置に抗議を重ねている。</p>	<p>独島は日本が暴力・貪欲で略取した地域から駆逐されるというカイロ宣言により韓国領になった。 SCAPIN 第677号により日本の統治範囲から除外され、このことは平和条約でも再確認された。 独島は鬱陵島の属島なので、日本が放棄した鬱陵島に含まれる。</p> <p>韓国固有の領土である独島をめぐる紛争は存在せず、司法的解決の対象にならない。</p>



## 《韓国側主張》

権原	年代	韓国側主張	日本側の反論
歴史的権原	15519世紀	<p>(1) 15世紀の『世宗実録』地理志に、于山(独島)・武陵(鬱陵)…二つの島が互いに眺めることができると書いてある。鬱陵島の住民は独島を鬱陵島に属すると認識していた。 16世紀から20世紀初頭にいたる官撰文献にも于山島(独島)が記されており、持続的に韓国の領土であった。</p> <p>(2) 17世紀末の竹島(鬱陵島)をめぐるいわゆる「元禄竹島一件」の結果、幕府が日本人の鬱陵島への渡航を禁止することで独島の帰属問題が決着した。 明治10年に日本の太政官は竹島外一島(鬱陵島と独島)が日本とは関係ないと指令を発した。これらは、独島が日本の領土でないことを日本が認めた証拠である。</p>	<p>韓国の古文献の中にある于山島の記述は鬱陵島を想起させる。18世紀以降の韓国文献の記述は17世紀末に来日した安龍福の信憑性の低い供述を無批判に取り入れたものと考えられる。</p> <p>17世紀末の日朝交渉後も竹島への渡航は禁じられなかった。日本領と考えていたことが明らかである。 明治10年の太政官の決定は鬱陵島に関するものと考えられる。</p>
国際法上の権原	1900年以降	<p>(3) 大韓帝国(韓国)は1900年の勅令第41号で石島(独島)を鬱島郡の管轄下とすることで自国の領土であることを明確にした。 1906年韓国政府は独島が日本に領土編入されたとの報告を受け、調査を命じる指令第3号を発した。これは大韓帝国が独島を領土として認識・統治していたことを示す。</p>	<p>石島が竹島であるなら、なぜ勅令で「独島」や「于山島」の名称が使われなかったのか疑問が生じる。 勅令公布後に韓国が竹島を実効的に支配してきた事実はなく、韓国の領有権は確立していなかった。</p>
第二次大戦後の処理	戦後	<p>(4) 終戦と同時に、日本が暴力と貪欲により略取した地域から駆逐されるとしたカイロ宣言により、独島は大韓民国の領土となった。 連合軍総司令部覚書(SCAPIN)第677号により、独島は日本の統治・行政の範囲から除外されたが、このことはサンフランシスコ平和条約でも再確認された。</p> <p>(5) 現在に至るまで独島を実効支配してきた。このような事実を照らし、独島に対する地理的、歴史的、国際法的に確立された領有権は、現在まで中断なく受け継がれてきた。</p>	<p>SCAPIN 第677号には、日本の諸島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものでないとあった。 日本の領土を確定したのは平和条約であり、平和条約では日本領であることが肯定された。</p> <p>国際法上根拠のない不法占拠であり、韓国が竹島に対して行う措置は法的正当性を有しない。</p>

(塚本孝・平成20年度「竹島を学ぶ」講座第5回配布資料を基に作成)

生徒配布用資料

(1) 日本の国境

- ◎最東端：東京都 **南鳥島**（北緯24度16分59秒・東経153度59分11秒）
- ◎最西端：沖縄県 **与那国島** 西崎(いりざき)（北緯24度26分58秒・東経122度56分01秒）  
◇「日本の最端」のなかで唯一、公共交通機関で訪れることができる場所である。
- ◎最南端：東京都 **沖ノ鳥島**（北緯20度25分31秒・東経136度04分11秒）
- ◎最北端：北海道 **択捉島** カモイワッカ岬（北緯45度33分28秒・東経148度45分14秒）  
◇日本政府が領有権を主張する領域の最北端
- ※日本政府の実効支配下にある領域の最北端：  
北海道 **弁天島**（北緯45度31分35秒、東経141度55分09秒）



なお、本概念図は、外国との境界が未画定の海域における地理的中間線を含め便宜上図示したものである。（「海上保安庁 海洋情報部」HP（2014. 10. 26現在）より）

国土面積	約 3 8 万km <sup>2</sup>
領海（含：内水）	約 4 3 万km <sup>2</sup>
接続水域	約 3 2 万km <sup>2</sup>
排他的経済水域（含：接続水域）	約 4 0 5 万km <sup>2</sup>
延長大陸棚※	約 1 8 万km <sup>2</sup>
領海（含：内水）＋排他的経済水域（含：接続水域）	約 4 4 7 万km <sup>2</sup>
領海（含：内水）＋排他的経済水域（含：接続水域）＋延長大陸棚※	約 4 6 5 万km <sup>2</sup>

※「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第2条第2号が規定する海域

## (2) 「領土編入并ニ貸下願」提出の理由について

※以下、「竹島経営者中井養三郎立志傳」を「立志傳」と省略する

……<sup>どうぎょう</sup>全業の有望なるを採知するや、石橋松太郎、井口龍太、加藤重蔵諸氏の有力なる競争者あらはれ、競争捕獲<sup>へい</sup>の弊を生じ、海驢<sup>あしか</sup>漁業は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ、猟区貸下、制限捕獲の必要を感じ、加ふるに、海図によれば、<sup>どうとう</sup>全島は朝鮮の版図<sup>はんとう</sup>に属するを以て、一旦外人の来襲<sup>あ</sup>に遭ふも、これが保護をうくるの道なきを以て、かかる事業に向つて資本を投ずるの<sup>すこぶ</sup>頗る危険なるを察し、同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁獵権を占有せんと決心し……（「立志傳」）

※註 全…「同」の古字 頗る…とても 非常に

※史料中の「海図によれば」について、この海図は「朝鮮全岸」と考えられており、水路誌や海図の作成目的は「朝鮮領の範囲を示すのではなく、航行の安全確保」のためとされている。したがって、中井養三郎は「朝鮮全岸」を見て誤解したものと推測される。また、当時の海軍水路部や日本政府も竹島を朝鮮領と認識していなかったことを意味していると考えられる。

（佐々木 茂「領土編入に関わる諸問題と資・史料」）

## (3) 農商務・内務・外務3省等の高官等の助言などについて

### ①農商務省水産局長 牧 朴真（まき なおまさ）

……牧水産局長に面会して陳述する処ありき、<sup>どうし</sup>全氏もこの挙を賛成し、先づ海軍水路部につきて、リャンコ島の所属を確かめしむ……

### ②海軍水路部長 肝付兼行（きもつき かねゆき）

……同島の所属は確乎<sup>ちようしやう</sup>たる<sup>ちようしやう</sup>徴<sup>ちようしやう</sup>證<sup>ちようしやう</sup>なく、（中略）加ふるに朝鮮人にして従来同島経営に関する形迹<sup>けいせき</sup>なきに反し、本邦人にして既に同島経営に従事せるものあるが上は、当然日本領に編入すべきものなり……

### ③内務省地方局

……目下日露両国開戦中なれば、外交上領土編入はその時期にあらず、願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらるる……

### ④外務省政務局長 山座円次郎（やまざ えんじろう）

……外交上のことは他省の関知する<sup>ところ</sup>処<sup>ところ</sup>にあらず、<sup>びやう</sup>眇<sup>びやう</sup>たる岩島編入の如き<sup>きさ</sup>些々<sup>きさ</sup>たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる……

（「立志傳」）

※註 徴證…あかし 証拠 眇たる…小さな 細かな  
些々たる…少ないさま 少しばかりの

#### (4) 島根県による行政措置について (『竹島問題100問100答』P52～P55)

- 1905(明治38)年2月22日 : 「島根県告示第四十号」で竹島の名称と所属について公示  
: 「島根県庶第十一号」で隠岐島庁に対して管轄すべき旨を指令
- 4月14日 : 「島根県令第十八号」で「漁業取締規則」を改正しアシカ漁業を許可漁業とする
- 5月 : 竹島の面積について隠岐島庁からの上申を受け、その内容を「官有地台帳」に記載  
: 隠岐島司・東文輔、「竹島付近島根県実測図」を作成し、県に提出
- 7月 : 海軍が竹島に仮設望楼を建設
- 8月 : 松永武吉・島根県知事と随行員3名が竹島を視察
- 1906(明治39)年3月1日 : 「島根県令第八号」で「県税賦課規則」を改正し、新たにアシカ漁の税高を定めて税目に加える。その後も終戦まで、「海驢漁業許可」を継続して付与
- 3月 : 漁業、農事、衛生、測量等の専門家など45名からなる調査団が竹島の調査を実施
- 4月 : 竹島漁獵合資会社(代表社員・中井養三郎)が島根県に「官有地借用願」を提出し、許可される
- 8月 : 『明治三十七年島根県統計書』の「島根県全図」に、竹島が描かれる(縮尺3万8千分の1)
- 1906(明治39)年～ : 竹島全島を官有地としてアシカ漁業者に貸与し、使用料を納付させた
- 1941(昭和16)年～ : 竹島は海軍用地として舞鶴鎮守府に引き継がれる
- 1941～1945年3月末 : 隠岐・五箇村の八幡長四郎に対して、竹島の海軍用地の使用を許可し、使用料は県所管当時と同額
- 1945(昭和20)年11月1日 : 海軍省から大蔵省の所管に移行され、現在は「国有財産台帳」に「竹島防禦区」として登載

ワークシート（生徒配布用）

（ ）年（ ）組 氏名（ ）

◎ 日本の領土問題

地 域	当事国	背 景
北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）	日 本	第二次世界大戦の処理からソ連が、現在はロシアが占拠している。日本政府は固有の領土であるとして、返還を要求。
	① _____	
竹 島	日 本	1952年、韓国は李承晩ラインを設定し、その後に占拠。日本は不法占拠に抗議。
	② _____	

※「尖閣諸島」については、外務省HPによれば、「中国政府及び台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年秋に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まった1970年代以降から」であり、日本政府は「日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場をとっている。

◎ 竹島の領土編入

■ 「近代」以前の「竹島」

- ・日本…古くから竹島の存在を認識。遅くとも17世紀半ばには領有権を確立
- ・韓国…15世紀以降成立した文献等にある「于山島」。6世紀から新羅の領土

■ 領土編入（1905年）の経緯

- ・資料「領土編入并ニ貸下願」は誰がどのような目的で提出したものか

誰 か	
どのような目的か	

- ・資料「農商務・内務・外務3省等の高官等」の助言はどのようなものか

農商務省	
海 軍	
内務省	
外務省	

■ 島根県による行政措置

- ・1905（明治38）年：閣議決定
- ・同年③\_\_\_\_月\_\_\_\_日：島根県告示第四十号により竹島は島根県に編入
- ・近代の④\_\_\_\_\_上の領土取得に関する要件を満たす「領土編入措置」
  - 領土編入措置は秘密裏に行われていない
  - 「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という歴史認識は確認できない

◎ 編入後の「竹島」

■ 島根県による行政措置

- ・竹島に対する日本の⑤\_\_\_\_\_が続く

■ 韓国側の反応

- ・1906年：韓国側史料で初めて“独島”の名が使われる
- ・大韓帝国政府は⑥\_\_\_\_\_

◎ 第二次世界大戦後の竹島の扱い

■ ⑦\_\_\_\_\_条約（1951年）

- ・韓国は、⑧\_\_\_\_\_に竹島（独島）を含めるよう要請
  - アメリカは、「竹島は朝鮮に含まれない」と回答（いわゆる「ラスク書簡」）

ワークシート（解答例・付き）

（ ）年（ ）組 氏名（ ）

◎ 日本の領土問題

地 域	当事国	背 景
北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）	日 本	第二次世界大戦の処理からソ連が、現在はロシアが占拠している。日本政府は固有の領土であるとして、返還を要求。
	① <u>ロシア</u>	
竹 島	日 本	1952年、韓国は李承晩ラインを設定し、その後に占拠。日本は不法占拠として抗議。
	② <u>韓国</u>	

※「尖閣諸島」については、外務省HPによれば、「中国政府及び台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年秋に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まった1970年代以降から」であり、日本政府は「日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場をとっている。

◎ 竹島の領土編入

■ 「近代」以前の「竹島」

- ・日本…古くから竹島の存在を認識。遅くとも17世紀半ばには領有権を確立
- ・韓国…15世紀以降成立した文献等にある「于山島」。6世紀から新羅の領土

■ 領土編入（1905年）の経緯

- ・資料「領土編入并ニ貸下願」は誰がどのような目的で提出したものか

誰 か	中井養三郎という漁業経営者
どのような目的か	竹島の所属を明確にしてアシカ猟の独占権を確保したい

- ・資料「農商務・内務・外務3省等の高官等」の助言はどのようなものか

農商務省	まず海軍水路部に、所属を確かめたほうがよい
海 軍	朝鮮が領有をしている様子はなく、日本人がすでに経営をしているのであれば、当然日本領に編入すべき
内務省	日露戦争の最中であり、今は領土編入する時期ではない
外務省	領土編入をすることは大いに利益がある

■ 島根県による行政措置

- ・1905（明治38）年：閣議決定
- ・同年③ 2月 22日：島根県告示第四十号により竹島は島根県に編入
- ・近代の④ 国際法上の領土取得に関する要件を満たす「領土編入措置」
  - 領土編入措置は秘密裏に行われていない
  - 「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という歴史認識は確認できない

◎ 編入後の「竹島」

■ 島根県による行政措置

- ・竹島に対する日本の⑤ 実効支配が続く

■ 韓国側の反応

- ・1906年：韓国側史料で初めて“独島”の名が使われる
- ・大韓帝国政府は⑥ 抗議をしなかった

◎第二次世界大戦後の竹島の扱い

■ ⑦ サンフランシスコ平和条約（1951年）

- ・韓国は、⑧ 日本が放棄すべき地域に竹島（独島）を含めるよう要請
  - アメリカは、「竹島は朝鮮に含まれない」と回答（いわゆる「ラスク書簡」）